

### 3 環境

#### イ リサイクル・廃棄物

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
リサイクル市場の形成促進、廃棄物の適正処理対策の推進（環境省、関係省）	<p>a 効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）の規制の仕組みの合理化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>(a) 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行う。併せて、効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物の区分にかかわらず、同様の性状を有する一定の廃棄物の処理施設の設置の許可取得手続の合理化を行う。 （第156回国会に関係法案提出）</p>	検討	法案提出	法案成立後公布、措置（12月に施行予定）措置済	（環境省） 上記a)(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、引き続き検討。	
	<p>(b) 広域的な廃棄物処理・リサイクルを促進するため、環境大臣の指定に基づき地方公共団体ごとの廃棄物処理業の許可を不要とする広域指定制度の積極的な拡充を図る。また、主に既存の製造施設におけるリサイクルを促進するため、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可を不要とする再生利用認定制度について、過去の認定の例を体系的に整理し、同制度の対象品目として追加されるために満たすべき要件について明確な指針を策定する等、認定対象範囲の拡大を検討するとともに、可能なものから順次指定していく。</p> <p>b 上記(a)、(b)の措置の結果等をかんがみ、必要に応じ、更なるリサイクルの拡大及び廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理・リサイクルの推進に係る諸制度全般について引き続き検討を行う。</p>	検討	検討・結論	措置済  逐次実施		

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
廃棄物等のリサイクル制度 (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	循環型社会の形成を推進するため、次の措置を講じ、循環型社会形成推進基本計画の策定に資するとともに、同計画の策定を前倒しする。 【循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月14日閣議決定)】		措置済 (3月公表)			
	a 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、個別業種製品ごとのリデュース、リユース、リサイクル対策を網羅的に講ずる。 【資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)】	引き続き施行  13年4月全面施行			(経済産業省、環境省) (環境省) 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、10業種・69品目を対象として、事業者に対して、廃棄物の発生抑制・部品等の再使用、使用済製品等の原材料としての再利用の取組を求める等3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策を講じている。	
	b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)に基づき、引き続き容器包装リサイクルの着実な施行を図る。 【再商品化手法の追加:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第3号】 【再商品化計画量の改正:平成13年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第4号】 【再商品化計画の改正:平成14年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第2号】 【分別収集計画の改正:平成14年環境省告示第80号】	引き続き施行  13年5月  13年11月  14年11月  14年11月			(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)全体として容器包装のリサイクルは着実に進展(平成16年度の実績) ・分別収集量の合計 約266万トン(約263万トン) ・再商品化量の合計 約258万トン(約254万トン) ( )内は平成15年度の実績 平成12年度から対象となったプラスチック製容器包装を中心として、今後とも分別収集量が増加する見込み(プラスチック製容器包装:平成16年度実績47.1万トン 平成22年度見込み101.1万トン) 分別収集量、再商品化能力(施設数等の増加)等を踏まえ、新たな分別収集計画及び再商品化計画等を策定。	

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
	c 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、家電リサイクルの着実な施行を図る。 【特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)】	引き続き施行 13年4月全面施行			(経済産業省、環境省) 消費者等へのパンフレット作成、配布等の普及啓発、法施行後の状況等についての情報提供等を行い、本リサイクル制度の着実な施行を図っている。 <平成17年度実績> ・指定引取場所引取台数 約1,162万台 ・リサイクル施設搬入台数 約1,163万台	
	e 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)に基づき、食品廃棄物等に関するリサイクル対策の着実な施行を図る。 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】	引き続き施行 13年5月施行			(財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省) (農水省) セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。 (農林水産省、経済産業省、環境省) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づく登録再生利用事業者を事業者登録(平成17年度未現在)	

## カ ヒートアイランド

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
都市形態の改善 （国土交通省）	a 既にヒートアイランド現象が顕著である地域について、熱源が集中している高密度な市街地の冷房等の排熱を地下管路を循環する水を用いて河川・海等に排出する都市排熱処理システムについて、その効果や温排水の排出による環境などへの影響を考慮しながら、当該事業の実施の可能性を早急に検討する。			検討・結論	（国土交通省） 都市再生プロジェクト調査にて、下水熱を活用した都市排熱処理システムの施設計画や運営方策の検討など、事業実施に向けた検討を実施。今後、当該検討成果を踏まえ、早期事業化に向けて関係機関との協議調整を進める。	
	b 緑地や水面からの風の通り道を確保する観点から、例えば都市内における緑化、水面等のオープンスペースのネットワーク化や市街地の形状への配慮等、都市政策における対応について検討する。とりわけ、冷温域や風の通り道に配慮した市街地の形状等の在り方について検討し、ヒートアイランド対策の観点から配慮が必要と思われる事項については、その対応の在り方を地方公共団体に対して示す。さらに、ヒートアイランド現象が広域的な問題であることが認められる場合は、地方公共団体間の連携を図ることを示す。			着手、逐次実施		（国土交通省） 昨年度に引き続き、公園、下水道、河川、砂防、道路、港湾事業等により、緑の回廊構想の推進等「水と緑のネットワーク形成」について、各部局による取組を推進した。

## キ その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
グリーン調達の推進 (環境省)	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、重点的な環境物品等及びその判断基準を示し、グリーン調達を推進する。</p> <p>【「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更】</p>	一部措置 済	逐次実施		<p>(環境省)</p> <p>グリーン購入法において、国等が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類として定められている特定調達品目及びその判断の基準については、物品の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、平成16年度及び17年度についても、それぞれ17年2月及び18年2月に特定調達品目検討会における品目の追加等に関する検討等を経て「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の一部変更を行った。</p>	
再生可能エネルギー等の一層の導入 (経済産業省、環境省及び関係府省)	<p>太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>【電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する基本方針の改正(平成14年12月27日閣議決定)】</p> <p>【エネルギー使用者に対する新エネルギー利用等に関する指針の改定;平成15年経済産業省告示第6号】</p> <p>【バイオマス・ニッポン総合戦略(平成14年12月27日閣議決定)】</p>	逐次実施			<p>(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)</p> <p>バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、関係府省が連携し、官民一体となって、バイオマスの総合的な利活用を推進。</p> <p>(環境省)</p> <p>地方公共団体による再生可能エネルギー等の率先導入に対する支援事業や民間事業者による地域に再生可能エネルギーを集中的に導入する事業などを予算措置しているほか、平成18年度は、太陽光発電等の面的な導入促進を図る事業に必要な予算を措置。</p>	